

とんだぼやし認定調査通信（17号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

2-10. 上衣の着脱（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

自分で着替えようとしないので、毎朝家族が服を渡している。

「選択 一部介助」

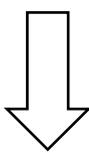
【判断に迷う点(気になる点)】

服を渡している行為を「一部介助」と判断していないか。

家族が服を渡しているようだが、着脱に関しては見守りや介助があるのかどうか。

【定義】(調査員テキストより)

「上衣の着脱」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「上衣の着脱」とは、普段使用している上衣等の着脱のことである。
時候にあった衣服の選択、衣服の準備、手渡し等、着脱までの行為は含まない。



衣服の手渡しだけでは定義に該当しないので、手渡し後
どうしているか確認が必要です。

POINT !

今回の事例では、衣服の手渡しに介助が発生していると考え、「一部介助」を選択しているようですが、衣服の準備、手渡し等は定義に含まれないため手渡し後、介助や見守り等なく自分で着脱している場合は「介助されていない」となります。

※「見守り等」とは

ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」「指示」「声かけ」等のことである。

【わかりやすい特記事項の例】「介助されていない」

自分では着替えようとしないので、毎朝家族が本人へ衣服を手渡している。手渡し後は見守り等の必要はなく、自分で介助なく着脱を行っている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。